江田島市教育委員会会議録

令和６年６月 17 日（月）令和６年第８回教育委員会会議定例会を鹿川小学校図書室において開催しました。

１　開会及び閉会に関する事項

開会	午前	9 時 30 分
閉会	午前	10 時 10 分

２　出　席　者　（５名）

教　育　長	岡　田　　學
教育長職務代理者	三　島　雅　司
委　　員	小宇根　康　典
委　　員	長　坂　睦　子
委　　員	長　迫　　香

３　欠　席　者

なし

４　出席説明員

教育部長	矢　野　圭　一
学校教育課長	黒　小　大　介
生涯学習課長	大　野　真　理
学校給食共同調理場総括場長	仁　井　雄　一
大柿自然環境体験学習交流館長	西　原　直　久

５　事務局

学校教育課　課長補佐兼総務係長	濵　中　健　三

６　傍　聴　人

な　し

７　議事日程

（１）教育長報告

（２）会議録署名委員の指名

（３）議案第２３号　江田島市教育委員会事務点検・評価報告書（令和５年度事業対象）案について

（４）議案第２４号　請願書（２０２５年度使用中学校教科書の採択に係る請願）について

（５）議案第２５号　令和６年度江田島市一般会計補正予算（第１号）（教育委員会関係分）

について

（６）議案第２６号　令和６年度江田島市一般会計補正予算（第２号）（教育委員会関係分）について

（７）承認第１０号　江田島市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について

（８）承認第１１号　教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事について

８　議事の大要

○　教育長

ただいまから、令和６年第８回江田島市教育委員会会議、定例会を開会します。

ただ今の出席委員は５名です。定足数（３名）に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、本日の会議については、会議終了後、授業参観等を予定していますので、１０時までに会議を終えたいと考えています。

委員の皆様の御協力をお願いします。

○　教育長

審議に入る前に、日程第５、議案第２５号及び日程第６、議案第２６号については、令和６年第２回江田島市議会定例会に提案予定の、成案となる前の案件であること、また、日程第７、承認第１０号及び日程第８、承認第１１号については、人事に関する案件であることから、公開しないで審議することが適当ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

（全員異議なし）

○　教育長

それでは、お諮りいたします。

議案第２５号、議案第２６号、承認第１０号及び承認第１１号につきましては、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

○　教育長

挙手全員と認めます。

したがいまして、議案第２５号、議案第２６号、承認第１０号及び承認第１１号につきましては、公開しないで審議することに決定いたしました。

○　教育長

日程第１、「教育長報告」を行います。

議案書、２ページをお開きください。

「教育長報告」を行います。

（省　略）

以上で、教育長報告を終わります。

○　教育長

日程第２、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第１５条第２項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めておりますので、今回は、三島委員にお願いします。

○　教育長

日程第３、議案第２３号「江田島市教育委員会事務点検・評価報告書（令和５年度事業対象）案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○　教育部長

ただ今上程されました議案第２３号について説明します。

議案書、３ページをお願いします。

提案理由です。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので、江田島市教育長に対する事務委任規則(平成１６年教育委員会規則第４号）第２条第１７号の規定により、委員会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊、「江田島市教育委員会事務点検・評価報告書」（案）を添付していますので、そちらを御覧ください。

表紙を含んで２枚めくっていただいて１ページをお願いします。

報告書の１ページが点検・評価制度の概要、２ページから１０ページまでが点検評価の結果、１１ページから１４ページまでが点検評価に対する外部評価委員の意見。

１５ページが、総合評価となっています。

１５ページの、総合評価を読み上げさせていただきます。

【総合評価について：読み上げ】

という総合評価を頂きました。

続いて、１６ページから１８ページまでが教育委員会の活動状況、１９ページ、２０ページが令和５年度江田島市教育委員会経営計画、最後の２１ページ、Ａ４横版が、令

和５年度自己評価表となっています。
　この報告書については、本日の議決後、市議会に報告するとともに、市教育委員会のホームページで公表することとしています。
　以上で説明を終わります。

○　教育長
　説明が終わりました。
　質疑はございませんか。

（質疑なし）

○　教育長
　それでは、これで、本件の審議を終わります。
　採決に移ります。
　本案は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（全員異議なし）

○　教育長
　全員異議なしと認めます。
　よって本案は、原案のとおり可決されました。

○　教育長
　日程第４、議案第２４号「請願書（２０２５年度使用中学校教科書の採択に係る請願）について」を議題とします。
　事務局から、説明をお願いします。

○　教育部長
　ただ今、上程されました議案第２４号「請願書（２０２５年度使用中学校教科書の採択に係る請願）について」です。
　議案書、４ページをお願いします。
　提案理由です。
　令和７年度から使用される中学校教科書の採択に係り、請願書が提出されましたので、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成１６年江田島市教育委員会規則第４号）第２条第８号の規定により、委員会の意見を求めるものです。
　内容につきましては、学校教育課長から説明します。

○　学校教育課長

議案書、７ページをお願いします。

この度、教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしまから「請願書（２０２５年度使用中学校教科書の採択に係る請願）について」が出されております。

請願内容としましては、６項目あります。

１、日本国憲法や子どもの権利条約等の精神の尊重及び基本的人権、平和主義、民主主義、多文化共生を重視した教科書を採択すること。

２、選定委員会での意思形成終了後速やかに「観点・視点・方法」を公開すること。

３、記載なし。

４、貴教育委員会の教科用図書採択事務に関する「規程、要綱、規約」等を採択の適正性を担保するために、法的拘束力のある規則または条例にすること。

５、教科書を実際に使う教員の意見を採択に反映させることを採択基本方針に明記すること。

６、教科書採択後遅滞なく「採択結果」「採択理由」をＨＰで公表すること。

７、教科書展示会で、希望があれば教科書の写真撮影を許可すること。

これに対しまして、議案書、５ページを御覧ください。

このような回答を示す予定としております。

請願の１項目から６項目に関しては不採択、７項目に関しては採択ということで回答をする予定としております。

なお、この不採択というのは実施予定がないものと一部実施しているものも含みます。

よって、既に実施している場合も不採択ということで回答をする予定です。

議案書、６ページをお願いします。

詳細版の方を載せております。

それぞれにどのような理由で不採択又は採択としたかを記入しております。

例えば１項目に関しては、教育委員会会議で議決された採択基本方針に基づき、教育基本法や学校教育法の改正で明確にされた、教育の理念や目標及び学習指導要領に示された教科の目標や内容に則り、本市の児童生徒にもっとも適切な教科用図書を採択いたしますとしており、１項目目に書いてある精神よりも、こういったところを重視して採択していますと回答することとしております。

以上で説明を終わります。

○　教育長

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○　三島委員

７の写真撮影は、著作権等はだいじょうぶですか。

○　学校教育課長

教科書を閲覧許可しておりますが、これまでは写真撮影の希望について意見をいただくことはなかったのですが、今後は必要な手続き、申請手続きをした上で、個人的な調査研究のみ許可ということで回答しようと考えております。

○　小宇根委員

個人的な調査研究という名目であると、著作権の問題はクリアできるということですか。

○　学校教育課長

改正著作権法第３５条は、「学校その他の教育機関」で「教育を担任する者」と「授業を受ける者」に対して、「授業の過程」で著作物を無許諾・無償で複製すること、無許諾・無償又は補償金で公衆送信（「授業目的公衆送信」）すること、無許諾・無償で公に伝達することを認めていますが、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではないとあります。

本件については、申請に基づき個人的な調査研究に該当するかを検討した上で、許可の判断を行いますので、著作権については問題ないと考えています。

○　小宇根委員

申請のあった「教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま」とはどのような団体ですか。

また、過去にも申請がありましたか。

○　学校教育課長

この方々というのは、過去にも教科書採択に係っては教科書採択に係る請願を出されています。

団体の方々の詳細については明確ではありませんが、元教員の方々というような方で編成されているとは聞いております。

○　小宇根委員

不採択の回答が６項目あるのですが、実施なし、実施、既に実施済みのどれにそれぞれあたりますか。

○　学校教育課長

１番は請願に書かれているような精神ではなく、学習指導要領等に示されたもので採択を行っていきますので実施なしです。

２番に関しては、既に公開しており既に実施済みです。

４番に関しては、採択基本方針に基づき適切に採択を実施しており、現段階で法的拘束力が必要とは考えていないため、実施なしです。

５番に関しては、既に調査員には本市の教員が委嘱されておりますので、十分反映されると考えており、既に実施済みとなります。

６番に関しても、これまでも遅滞なく報告することに努めてきておりますので、既に実施済みとなります。

○　教育長

それでは、これで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（全員異議なし）

○　教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○　教育長

日程第５、議案第２５号「令和６年度江田島市一般会計補正予算（第１号）（教育委員会関係分）について」を議題とします。

（非公開）

○　教育長

日程第６、議案第２６号「令和６年度江田島市一般会計補正予算（第２号）（教育委員会関係分）について」を議題とします。

（非公開）

○　教育長

日程第７、承認第１０号「江田島市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。

（非公開）

○　教育長

日程第８、承認第１１号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事について」を議題とします。

（非公開）

○　教育長

以上で、本日の会議に付された審議事項は、全て終了いたしました。

次回の教育委員会会議は、７月１６日（火）、午前１０時００分、江田島市教育委員会会議室で開催を予定しています。

他になければ、これで閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育長

署　名　委　員